

告示

埼玉県告示第三百六十七号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、及び同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ高三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
一般国道	二百五十四号	比企郡小川町大字上横田字遠西九六二番一地先から 東松山市大字新郷三八六番三地先まで
一般国道	四百六十三号	入間市小谷田一丁目一〇二五番一地先から 同市大字上藤沢字神明六二三番五地先まで
県道	熊谷小川秩父線	熊谷市万吉字前原二三四四番一地先から 同市塩字西原二六〇番六地先まで
県道	熊谷小川秩父線	比企郡嵐山町大字古里字駒込一四二番一地先から 同郡小川町大字上横田字遠西九五八番一地先まで
県道	上尾久喜線	蓮田市大字井沼八三八番一地先から 同市大字根金一〇一六番一地先まで
県道	上尾久喜線	北足立郡伊奈町寿三丁目一番地先から 同郡同町大字羽貫字平谷一二二一番一地先まで
県道	中新田入間川線	狭山市大字青柳字苗間一五〇番一番地先から 同市大字青柳字東馬知屋敷四七二番一地先まで

二 指定する期日

令和三年四月一日

三 通行方法

一の道路を通行する高さ高三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

イ 走行位置の指定

上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるため、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

ロ 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法○・二三メートル以上、縦寸法○・一二メートル以上（又は横寸法○・一二メートル以上、縦寸法○・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

ハ 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。